

庁舎環境衛生管理業務処理要領(案)

この要領は、建築物の維持管理に関する衛生的な環境確保及び衛生の向上を図るために定めるもので、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)(以下「法」という。)」等関係法令に基づき、委託契約を誠実かつ効果的に行うものとする。

(業務内容)

1 環境衛生管理業務の処理については、次のとおりとする。

(1) 空気環境測定業務

ア 2ヶ月以内ごとに1回定期的に測定すること。

測定項目は、浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流量とする。

イ 測定点等は8ポイントとするが、詳細については、建築物環境衛生管理技術者の助言を受け、協議の上、決定するものとする。

(2) 水質検査業務

ア 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。)の表中1の項、2の項、6の項、9の項、11の項、32の項、34の項、35の項、38の項、40の項及び46の項から51の項までの項(16項目)の上欄に掲げる事項について、6ヶ月以内ごとに1回定期的に行うこと。

イ 水質基準省令の表中10の項、21の項から31の項までの項(12項目)の上欄に掲げる事項について、測定期間中に1回、行うこと。

ウ 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準省令の表中の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

(3) 遊離残留塩素検査業務

7日以内に1回、定期的実施する。検査項目は給水栓における水の遊離残留塩素含有率とする。

なお、検査した結果定められた基準を保持していない場合、その処置について指導、助言を行うものとする。

(4) 貯水槽清掃業務

年1回実施すること。

水槽の洗浄及び消毒、水槽の内外の点検(電極棒も含む。)をすること。

なお、貯水槽の点検等で有害物、汚水等によって、水が汚染されるのを防止するために必要な処置を講ずること。

(5) 排水管清掃業務

6ヶ月以内ごとに1回、定期的に行うこと。

排水管内部の高圧洗浄及び薬品による洗浄をすること。

(6) ねずみ、こん虫等の防除業務

6ヶ月以内ごとに1回、調査を実施すること。

調査は、ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、統一的に実施するものとする。

調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため、残留薬品の噴霧による殺虫、殺鼠、捕獲プレートによる防虫、防鼠など必要な措置を講ずること。

(7) 簡易専用水道の施設検査業務

ア 水道法第34条の2第2項に定める検査を受けること。

イ 検査の手続きは受託者において行うものとする。

ウ 検査手数料は受託者の負担とする。

(8) 委託業務の実施報告

上記(1)から(7)の環境衛生管理業務を実施したときは、速やかに、作業結果に関する報告書を提出すること。(提出部数:2部 苫小牧高等技術専門学院用1部、経済部労働政策局産業人材課(以下「産業人材課」という。)用1部)

(建築物環境衛生管理技術者)

2 建築物環境衛生管理技術者については、次のとおりとする。

本業務に係る業務処理責任者は、建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者とし、維持管理業務の一般的な計画・立案・監督、環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の報告、その他関係法令に基づく業務を行わなければならない。

(実施時期)

3 環境衛生管理業務の実施は、別表「環境衛生管理業務実施項目並びに実施月一覧表」により実施することとし、毎月の測定及び検査の実施日を前月 25 日までに「業務処理予定表」(別紙例示)に必要な事項を記入の上、委託契約書第4条で規定する業務担当員(以下「業務担当員」という。)及び産業人材課に提出すること。(ただし、4月分について、4月10日までとする。)

なお、貯水槽清掃及び排水管清掃については、事前に業務担当員と日程を調整すること。

環境衛生管理業務実施項目並びに実施月一覧表

【苫小牧高等技術専門学院】

実施月	空気環境測定	水質検査	遊離残留塩素検査	貯水槽清掃	排水管清掃	ねずみ昆虫等防除	簡易専用水道の施設検査	環境衛生管理
4	○		○					○
5			○					○
6	○		○					○
7			○					○
8	○	●	○	○	○	○		○
9			○					○
10	○		○					○
11			○				○	○
12	○		○					○
1			○					○
2	○		○					○
3		○	○		○	○		○
計	6回	2回	7日以内に1回、定期的に実施	1回	2回	2回	1回	12回

注) ●は環境衛生管理業務処理要領1の(2)ア及びイに規定された水質検査業務を表す。

